

2 外国人幼児児童生徒教育

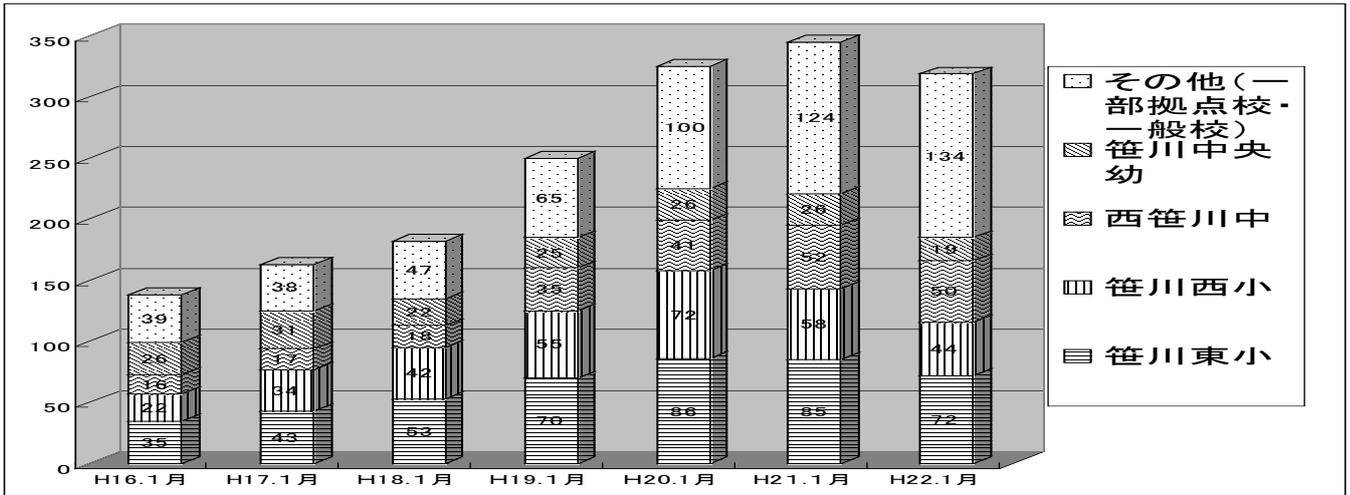
ねらい

日本が批准した「国際人権規約」や「子どもの権利条約」に明記されているように、「国籍や民族などの違いにかかわらず、日本に暮らすすべての子どもの教育を受ける権利が保障されなければならない」という考えに立って外国人幼児児童生徒教育を進めています。

外国人の子どもの数は、これまで増加傾向にありましたが、本年度9月1日付け調査よりわずかながらに減少してきています。しかし集住地区ではない学校へ就学する児童生徒が増加傾向にあり、初期適応指導が必要な学校数が増えています。拠点校・園（1 幼，2 小，2 中）を決めて受け入れ、それらの学校にある日本語教室を中心に指導を行うとともに、適応指導員を派遣して日本語指導等を行っています。また、笹川西小学校に初期適応指導教室「いずみ」を開設し、集中的に日本語の初期指導や学校生活への適応指導等を行い、その充実を図っています。

現状と課題

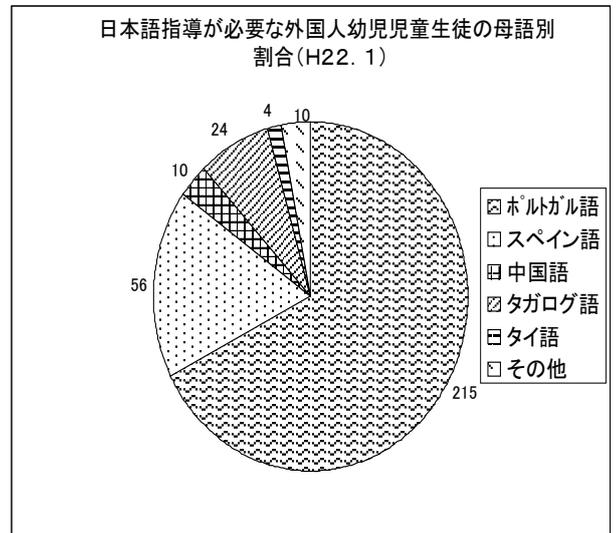
○ 日本語指導が必要な外国人幼児児童生徒数の変化（平成22年1月8日現在）



○ 外国人幼児児童生徒教育の特徴

- ・ 笹川地区の4校園には、日本語指導の必要な幼児児童生徒の多く（185人）が在籍しており、市全体の57.9%を占めています。笹川団地には四日市市国際共生サロンもあり、地域としての取組も進められています。
- ・ 平成22年1月8日現在、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タイ語、タガログ語の他に、ヒンディ語、ベトナム語、モンゴル語、韓国語、英語を母語とする子どもたちが在籍しています。中国語、タイ語、タガログ語に対しては、市中心部の拠点校である中央小学校、中部中学校が中心に対応しています。
- ・ 地元の学校へ通学させたいという保護者の意向が強く、拠点校以外の一般校で適応指導や日本語指導の必要な学校が増えてきています。

日本語指導が必要な外国人幼児児童生徒の母語別割合(H22.1)



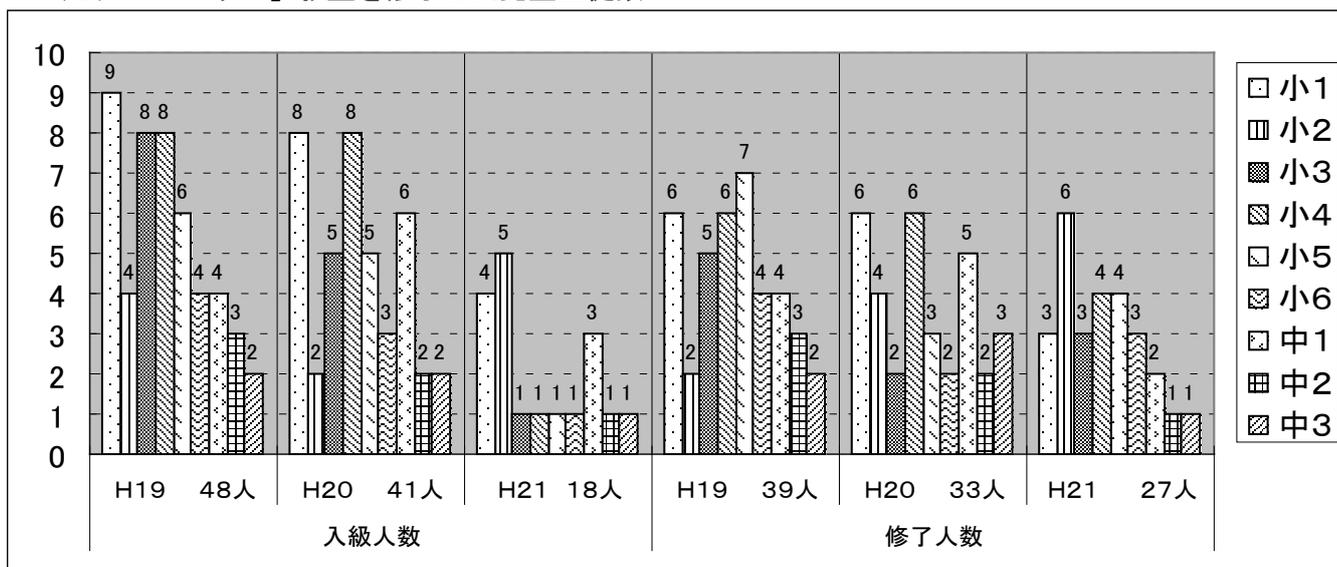
○ 初期適応指導教室「いずみ」教室の取組

(1) 指導内容

- ① 日本語の初期指導
 - ・ 日本語による日常会話
 - ・ ひらがな・カタカナ・小学校低学年程度の漢字の読み書き
 - ・ 基礎的な算数の学習（四則計算等）
- ② 日本の学校生活への適応指導
- ③ 受け入れ時の保護者へのオリエンテーション



(2) 「いずみ」教室を修了した児童生徒数



(3) 「いずみ」教室の指導効果

3, 4ヶ月の短期間に日本語指導を集中して行うことにより、外国人の子どもたちの日本語能力の着実な向上がみられます。子どもたちが通う学校からは、子どもたちが自信を高め、積極的に学習に向かう姿や学校生活への適応がなされ、落ち着いて生活する姿が見られるとの報告を得ています。

- ① 笹川地区内では、日本語を全く理解できない外国人の子どもが少なくなり、外国人の子どもたちの日本語指導とともに日本の子どもたちの学習を充実させることができます。
- ② 日本語の初期指導や受け入れ時の保護者に対するオリエンテーションに係る時間が削減され、在籍校やその所属教員の負担が軽減されます。
- ③ 「いずみ」教室が外国人児童生徒保護者の教育相談の場になっています。

○ 就学支援の取組

四日市市に在住する外国人保護者が日本の学校制度や学校生活について理解することによって、子どもの就学や将来についての展望を持つことができるようにすることを目的として以下の取組を行いました。

- (1) 来入児童の外国人保護者のための学校説明会の開催
- (2) 就学案内ガイドブック等の配布（日本語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タイ語、タガログ語、英語版を準備しています。）



○ 進路指導に関する支援の取組

11月22日に四日市市立中部中学校を会場として、小学校6年生から中学生および保護者を対象に、外国人生徒の進学支援を目的とした6言語による「高校進学ガイダンス」を開催しました。

高校生活やそのための準備等について、高校側から個別に説明を受けることで、進学に対して意欲的になったという報告も多く聞かれました。



内容

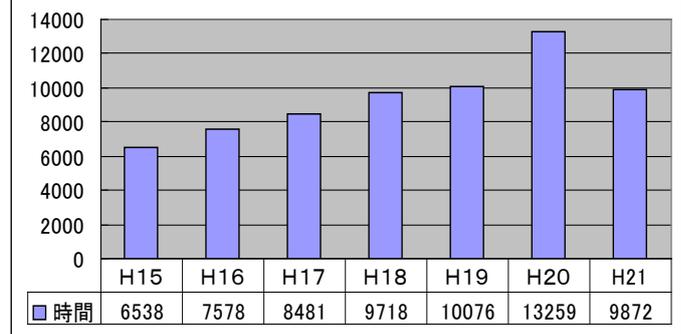
- ① 日本の学校制度等の説明
- ② 先輩からのアドバイス
- ③ 高校紹介
- ④ 個別相談

○ 適応指導員等の派遣

市内における外国人児童生徒の日本語指導や日本の学校への適応を支援するために、市内29校園に対して適応指導員の派遣を行いました。適応指導員の数はポルトガル語14名、スペイン語5名、中国語3名、タガログ語2名、タイ語1名の合計23名です。

今後の方向性

適応指導員年間派遣時数



- 外国人幼児児童生徒教育検討委員会において、外国人児童生徒教育に関する諸問題について、その解決に向けた検討を進めます。
 - ・ 日常会話ができる外国人の子どもも、学習で使用する言葉の獲得は難しく、特に中学校においては支援が必要です。新規に学習日本語指導員を配置し、教科学習に対応した日本語力の補充指導を工夫し、進路・進学保障に努めます。
 - ・ 外国人学校からの編入、他地域からの転入など就学を希望する外国人児童生徒の保護者に対し、受け入れ体制を工夫するとともに、市内居住分散化・集住化に対する体制もさらに整えていきます。
 - ・ 「就学ガイドブック」を活用し、就学促進員の相談窓口の設置をするなど、日本の学校教育について十分な説明を行うことで、外国人児童生徒の学校への円滑な適応ができるようにします。また、「就学前ガイダンス（学校説明会）」を実施するなど、早い段階で日本の学校教育についての理解を図ります。
- さまざまな機関と連携しながら支援を進めます。
 - ・ 文化国際課、国際交流センター等と連携して、子どもと保護者を対象にした「高校進学ガイダンス」を行います。
- 「いずみ」教室での取組を一つのモデルとし、日本語指導教材をはじめ外国人児童生徒教育に関する資料を共有化するなど、市全体の外国人児童生徒教育の推進を図ります。